

**10月25日の豪雨により
被害を受けられたみなさまにお見舞いを申し上げます**

このたびの10月25日の豪雨により被害を受けられましたみなさまに、心よりお見舞い申し上げます。当社では、次の連絡先におきまして、ご契約者のみなさまからの被害のご連絡やご相談を承っておりますので、ご利用くださいますようお願い申し上げます。

■ご契約に関するご相談等

・お客さま相談室

フリーダイヤル 0120-255-400 (平日 9:00~17:00)

※夜間・休日につきましては、受付専用となります

※携帯電話・PHSからもご利用いただけます

■事故のご連絡

・傷害保険

フリーダイヤル 0120-559-336 (平日 9:00~17:00)

※携帯電話・PHSからもご利用いただけます

・所得補償保険

フリーダイヤル 0120-113-136 (平日 9:00~17:00)

※携帯電話・PHSからもご利用いただけます

・医療保険

フリーダイヤル 0120-733-367 (平日 9:00~17:00)

※携帯電話・PHSからもご利用いただけます

・火災保険、新種保険

フリーダイヤル 0120-550-346 (平日 9:00~17:00)

※携帯電話・PHSからもご利用いただけます

・一時払退職者傷害保険

フリーダイヤル 0120-400-811 (平日 9:00~17:00)

※携帯電話・PHSからもご利用いただけます

※なお、夜間・休日の受付につきましては、フリーダイヤル 0120-550-346 にて承っております

また、このたびの10月25日の豪雨災害について、災害救助法の適用はありませんが、令和元年台風第15号・第19号による災害救助法適用地域においては、同様の特別措置を実施いたします。これにより、台風第15号または第19号による被害がない場合でも、10月25日の豪雨により被害を受けられたご契約者のみなさまを対象に、「契約継続の締結手続き」ならびに「保険料のお支払い」につきまして、一定期間の猶予期間を設ける等の特別措置（※）を実施いたします。本措置の適用をご希望のお客さまは、担当者、または当社連絡先にお問合わせください。

（※）台風第15号または第19号による災害救助法適用日から6ヵ月後の月末までを限度として猶予させていただくものです。

＜令和元年台風第15号・第19号に伴う災害にかかる災害救助法が適用された地域につきましては、
内閣府 HP (災害救助法の適用状況) をご参照ください＞

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html